

## 山梨県笛吹市と「災害時における相互 応援に関する協定」を締結しました



協定を締結した工藤市長と山下政樹笛吹市長(右)

10月13日、山梨県笛吹市と「災害時における相互応援に関する協定」を締結しました。この協定は、本市または笛吹市で災害が発生した場合に、資機材・物資の提供、被災者の一時受け入れなどについて相互に応援協力することを目的としたものです。

今回の協定締結により、本市が締結した県外の市町村数は、5市町となりました。なお、県内においては全ての市町村と協定を締結しています。

▶問い合わせ 防災安全課防災担当(内線282)

## 石和温泉旅館協同組合と「行田市湯ったり あったか元気増事業の実施に関する協定」 を締結しました



協定を締結した工藤市長と河野佳一郎石和温泉旅館協同組合理事長(右)

10月13日、山梨県笛吹市にある石和温泉旅館協同組合と行田市湯ったりあったか元気増事業の実施に関する協定を締結しました。

この協定により、行田市民は石和温泉旅館協同組合に加盟する23施設に優待料金で宿泊できる他、施設でさまざまな特典を受けることができます。

ぜひ、この機会に「果実と温泉のまち」石和温泉で、余暇を楽しみませんか。なお、対象施設の一覧などの詳細は、市ホームページに掲載しています。

▶問い合わせ 地域づくり支援課くらし安心担当(内線252)

## 東小学校で足袋と足の形成に関する研究が始まりました

市では、「足袋のまち行田」活性化プロジェクトの取り組みの一つとして、中京大学スポーツ科学部の金子潤助教と連携し、足袋と足の形成に関する研究を始めました。これは、市内の小學生に足袋を履いて学校生活を送ってもらうことで、郷土愛の育成と足袋がもたらす心身の発達、健康に関する効果の検証を行うものです。

9月20日、モデル校である東小学校で足の測定などを行いました。足袋は、親指と四つ指に分かれるため、履くことで土踏まずが生成され、外反母趾などを予防する効果が期待できます。さらに今回のプロジェクトでは、足指、足裏に刺激を受けた場合の、身体機能や運動能力、認知機能への影響についても研究していきます。

また、9月28日、同校では裸足ランニング・足袋ランニングの第一人者である高岡尚司さんによる講座が開催されました。「足袋で健康に」をテーマに運動能力の向上、身体づくりを目的とした指導が行われました。

▶問い合わせ 学校教育課指導担当☎556-8316



そくしほじりよく 足趾把持力 測定風景



高岡尚司さんによる講座の様子

## 空き家バンクが始まります

空き家バンクは、市内の空き家等の利活用などを行うことにより、移住・定住などの促進による地域の活性化および管理不全となる空き家等の抑制に寄与することを目的として実施する制度です。空き家・空き地所有者からの物件情報を登録し、市ホームページなどを通じて、利用を希望する方に情報を提供します。

空き家等を売りたい・貸したい方(所有者)の物件情報をお寄せください。

空き家等の活用相談や契約交渉などの仲介は、市と協定を締結した「公益社団法人埼玉県宅建物取引業協会北埼玉支部」および「公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部大宮支部」のそれぞれの協会に所属する宅建物取引業者が行うので安心です。



### 空き家等所有者

#### ▶対象

活用相談・登録申請ができる方は、空き家等に係る所有権その他の権利により空き家等の売却、賃貸などを行うことができる方です。ただし、宅建物取引業者を除きます。

#### ▶申請方法

事前に活用相談を受ける必要がありますので、活用相談申請書および活用相談カードに必要事項を記入し、直接または郵送により建築開発課に提出してください。※活用相談申請書・活用相談カードは同課で配布の他、市ホームページからダウンロードできます。

#### ▶活用相談・登録ができる空き家等

空き家…市内に所在する建築物その他の工作物およびその敷地であって、現に使用されていないもの、または近く使用されなくなる予定があるものです。

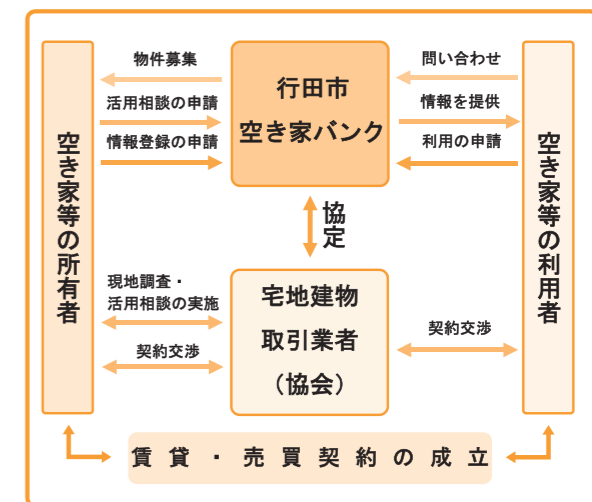
空き地…市内に所在する土地であって、現に使用されていないもの、または近く使用されなくなる予定があるものです。ただし、市街化調整区域内の農地を除きます。

### 利用希望者

#### ▶申請方法

利用申請書に必要事項を記入し、利用を希望する方の身分を証明するものの写し(運転免許証など)を添付して、直接または郵送により同課に提出してください。※利用申請書は同課で配布の他、市ホームページからダウンロードできます。

### 空き家バンクの概要



### ご注意ください

- 空き家等に関する交渉および売買、貸借などに係る契約については、同協会に所属する宅建物取引業者が行うものとし、市は直接関与しません。
- 空き家等に関する交渉および売買、貸借などに係る契約(契約成立後を含む)に関する一切の疑義、紛争などについては、当事者間で解決していただきます。
- 契約成立時に仲介手数料が発生します。

▶問い合わせ 同課建築指導担当☎550-1551